

# 小平市からののお知らせ

## 令和3年4月から、小平市が 建築確認等の業務を開始します



小平市は、令和3年4月から建築基準法第4条第2項の規定による建築主事を置き、特定行政庁になります。これにより、東京都多摩建築指導事務所で扱っていた**小平市内の建築に関する確認・検査等、建築基準法等に基づく業務は、小平市が行うこととなります。**

小平市が行う主な業務	令和3年3月までの お問合せ先	令和3年4月からの お問合せ先
①建築計画の確認・許可・認定等 ②違反建築物等の取締り ③建設リサイクル法の届出 ④長期優良住宅の認定 ⑤低炭素建築物の認定 ⑥建築物省エネ法に基づく 適合性判定・認定等 ⑦建築計画概要書の閲覧等・ 台帳記載事項証明書の交付 ⑧中高層建築物の紛争・予防に 関すること ⑨道路種別に関する図面の閲覧	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 (東京都小平合同庁舎1階) 小平市花小金井 1-6-20 042-464-2154	小平市都市開発部 建築指導課 小平市小川町 2-1333 小平市役所 4階 042-346-9851  
⑩道路(位置)の指定・変更・ 廃止に関すること ⑪道路(位置)指定申請図の 閲覧・写しの交付	東京都多摩建築指導事務所 開発指導第二課 府中市宮西町 1-26-1 (東京都府中合同庁舎4階) 042-364-2386	青梅街道駅から徒歩約 5分 新小平駅から徒歩約 10分
⑫特定建築物等の定期報告に 関すること	東京都多摩建築指導事務所 管理課調査担当 (東京都立川合同庁舎2階) 立川市錦町 4-6-3 042-548-2029	右の二次元バーコード から小平市のHPを 確認できます 

### ■東京都と取り扱いが異なるもの

中高層建築物に関する届出等について、標識設置に加えて近隣関係住民への説明会又は戸別訪問による説明が必要になります。

### ■都市計画法に基づく開発許可について

東京都で行っている都市計画法に基づく開発許可については移管されません。従来どおり東京都多摩建築指導事務所 開発指導第二課へお問い合わせください。

**■事務移管期（3月～4月）にまたがる各種申請等の処理について**

## ◎確認申請等の受付・各種検査

事務移管期における3月中の確認申請等については、東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課にご相談ください。相談内容は、小平市に引き継がれます。

## ◎中高層建築物に関する届出等

4月からは標識設置に加えて、「小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の規定により、近隣関係住民への説明会又は戸別訪問による説明が必要になります。

中高層建築物のご計画の際には、下記の間合せ先までご連絡ください。

## ◎道路位置の指定・廃止

事務移管期における3月中の道路位置の指定・廃止については、東京都多摩建築指導事務所 開発指導第二課にご相談ください。相談内容は、小平市に引き継がれます。

**■3月31日以前の小平市域内における各種申請等について**

3月31日以前に東京都多摩建築指導事務所において行った、小平市域内における各種申請等は、処分日が4月1日以降になる場合がございます。

**■4月以降の各種通知書等の受け取りについて**

3月31日以前に、東京都多摩建築指導事務所において行った各種申請等については、審査中、審査完了済みをお問はず、4月1日に小平市に引き継がれます。そのため、全ての各種通知書等の受け取り場所が、小平市役所になります。

**■各種許可基準について**

国の指針や都の基準に準じて各種許可を行う予定です。

**■建築審査会について**

小平市における建築審査会の日程については、下記の間合せ先にご連絡ください。

事務移管に関する問合せ先

小平市 都市開発部 建築指導準備課

小平市役所4階

TEL：042-346-9851



# 小平市からのお知らせ

令和3年4月1日

## 小平市中高層建築物の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例が 施行されます

■令和3年4月1日以降に小平市内で中高層建築物<sup>※1</sup>の建築確認・許可等の申請を行う場合、建築計画の事前説明及び報告書の提出が必要となります。

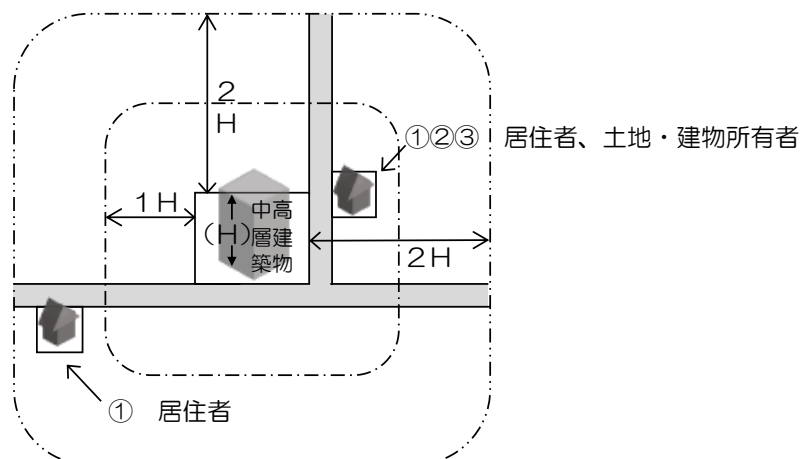
### ◎令和3年4月1日以降の手続きに係る変更点

- ・ 標識設置の届出先が東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課から**小平市**になります。
- ・ **近隣関係住民<sup>※2</sup>への説明会の開催等<sup>※3</sup>が必要**になります。
- ・ 建築確認・許可等にかかる申請の**10日前までに**、説明会等に関する**報告書の提出が必要**になります。

※1 第一種・第二種低層住居専用地域に建築する場合は、地上3階建て以上または軒の高さが7mを超える建築物が対象となります。それ以外の地域に建築する場合は、高さが10mを超える建築物が対象です。

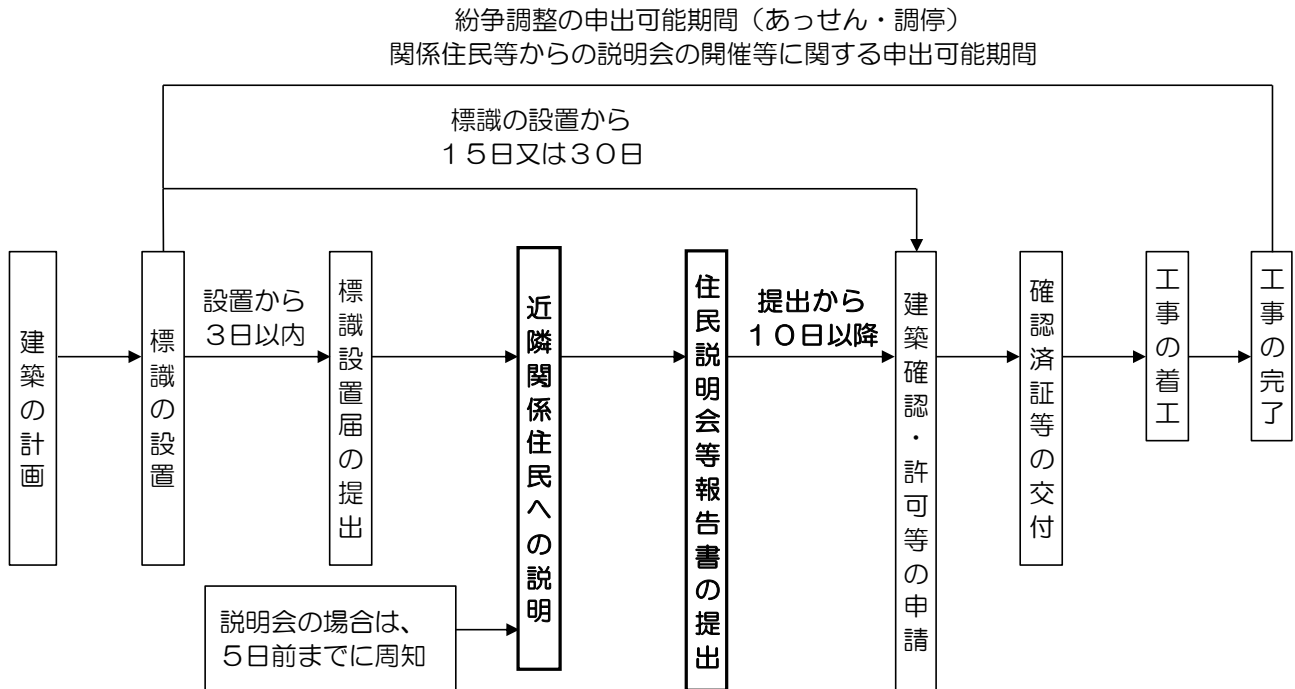
### ※2 近隣関係住民の範囲

- ① 中高層建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者
- ② 中高層建築物の敷地境界線からその高さと同じ水平距離の範囲内にある土地に関して権利を有する者
- ③ 中高層建築物の敷地境界線からその高さと同じ水平距離の範囲内にある建築物に関して権利を有する者



※3 説明会の開催等とは説明会又は戸別訪問による説明とします。

◎小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の  
 手続きの流れ（令和3年4月1日以降）



◎事務移管期（3月～4月）にまたがる手続きについて

**令和3年3月31日までに「建築確認・許可申請等」がなされなかった**  
 場合、**令和3年4月1日以降**は「小平市中高層建築物の建築に係る紛争の  
 予防と調整に関する条例」の規定により、近隣関係住民への建築計画の事  
 前説明及び説明会等に関する報告書の提出が、建築確認・許可申請等の前  
 までに必要となります。

※中高層建築物のご計画の際には、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

小平市 都市開発部 建築指導準備課

※令和3年4月からは「建築指導課」です。

〒187-8701

住所：小平市小川町2-1333 市役所4階 TEL : 042-346-9851